



2020年1月1日以降に満期を迎えるお客さまへ

自動車保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。
損保ジャパンでは、2020年1月に自動車保険の改定を実施しました。
主な改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1 保険料に関する改定 THE クルマの保険 SGP

- 損害保険料率算出機構は、2018年9月に参考純率改定を実施し、型式別料率クラス制度の改定を行いました。
- 参考純率改定、2019年10月の消費税増税および2020年4月施行の民法(債権法)改正などを踏まえ、保険料水準を見直します。
- ご契約条件によっては、保険料が上がる場合がありますので、ご契約の際は保険契約申込書等に記載のご契約条件および保険料をご確認ください。

(1) 2019年10月の消費税増税に伴う保険料への影響

- お客さまからいただく保険料は非課税ですが、事故にあわれた際にお支払いする保険金の対象となる修理費などには、消費税が課せられています。
- 2019年10月に消費税が8%から10%に増税することに伴い、お支払いする保険金が増加するため、保険料水準の改定を実施します。
- 消費税増税によりお支払いする保険金が増加する例として、次のような場合があります。

消費税増税によりお支払いする保険金が増加する例

自動車の修理をする場合、修理費には消費税も含まれています。そのため、車両保険などの保険金が増加します。

改定前	消費税込
部品代・工賃等	消費税8%
↓	
部品代・工賃等	消費税10%

2%増えます。

● **その他保険金が増加する例**

- ・病院に通院するための交通費
- ・走行不能となった自動車等のレッカー費用 など

(2) 2020年4月の民法(債権法)改正に伴う保険料への影響

- 2020年4月に施行される民法(債権法)改正により、法定利率が5%から3%に変更されます。
- これに伴い、ご契約のしおり(約款)に定める「損害額算定基準」において、法定利率をもとに算出している逸失利益や将来の介護料を計算するために使用するライブニツツ係数の数値も変更します。法定利率が低いほどお支払いする保険金の総額が多くなるため、保険料水準の改定を実施します。
- 改正後の民法の適用は事故発生日が基準となるため、保険始期にかかわらず、事故発生日が2020年4月1日以降の保険金の計算は、法定利率3%をもとに算出したライブニツツ係数を適用します。

人身傷害保険における後遺障害保険金のお支払い例

逸失利益や将来の介護料の計算にライブニツツ係数を使用しています。そのため、人身傷害保険の保険金が増加します。

改定前	その他の損害	精神的損害	逸失利益	将来の介護料
↓				
その他の損害	精神的損害	逸失利益	逸失利益の増加分	将来の介護料の増加分

● 詳しくは損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/servicenews/minpo/>)をご確認ください。

(3) 参考純率改定に伴う見直し

- 自家用普通乗用車および自家用小型乗用車における型式別料率クラスを9クラスから17クラスへ細分化します。詳しい内容につきましては、**2 型式別料率クラス制度の改定**をご確認ください。
- 自家用軽四輪乗用車に対する3クラスの型式別料率クラス制度を導入します。これに伴い、自家用軽四輪乗用車に対するASV割引の割引適用条件を改定します。詳しい内容につきましては、**2 型式別料率クラス制度の改定**、**3 ASV割引の適用対象の変更**をご確認ください。

(4) 新車割引の改定

- 6(S)、7(S)等級の新車割引の割引率を拡大します。詳しい内容につきましては、**4 新車割引の改定**をご確認ください。

- 損害保険料率算出機構の参考純率における「型式別料率クラス」の制度の改定にあわせ、次のとおり改定します。
- 自家用普通乗用車・自家用小型乗用車について、料率クラスを9クラスから17クラスに細分化します。また、自家用軽四輪乗用車について3クラスの料率クラス制度を導入します。
- 自家用普通乗用車・自家用小型乗用車について、料率クラスが1つ異なることによる保険料の差が約20%から約10%に変更となります。改定後の最も安いクラスと最も高いクラスの保険料率は、改定前と変わりません。

改定前	車両	対人	対物	傷害
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	1~9クラス	1~9クラス	1~9クラス	1~9クラス
自家用軽四輪乗用車	なし			



改定後	車両	対人	対物	傷害
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車	1~17クラス	1~17クラス	1~17クラス	1~17クラス
自家用軽四輪乗用車	1~3クラス	1~3クラス	1~3クラス	1~3クラス



型式別料率クラス制度とは

- スポーツタイプの自動車やファミリー向けの自動車など、多様な形状・性能の自動車が存在し、事故の発生頻度・支払保険金の額もそれぞれの自動車によって異なります。
- そこで、リスクに応じ保険料負担の公平化を図る目的で、型式ごとに料率を細分化した「型式別料率クラス制度」を多くの損害保険会社で採用しています。
- 自動車の型式ごとに「車両」「対人」「対物」「傷害」の4種類の基本補償においてそれぞれのクラスに区分され、保険料の算出要素の一つとして使用されます。基本補償ごとに同じ型式の車における過去3年間の保険料と保険金を集計し損害率*が算出されます。
*保険料に対して、どの程度保険金としてお支払いしたのかを表す指標で、お支払いした保険金が多いほど損害率は高くなります。
- 型式ごとの損害率と平均損害率*を比較し、損害保険料率算出機構が毎年1月1日に料率クラスの見直しを行います。平均損害率よりもその型式の損害率が一定以上高い場合は料率クラスが1つまたは2つ上がり、一定以上低い場合は料率クラスが1つまたは2つ以下下がります。保険料は、クラスの数字が1小さいと約10%ほど安く、クラスの数字が1大きいと約10%ほど高くなります。
*自家用普通乗用車・自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車別に算出した損害率をいいます。

例

車種：自家用普通乗用車
型式：AAA 1

車両	対人	対物	傷害
9	11	9	7

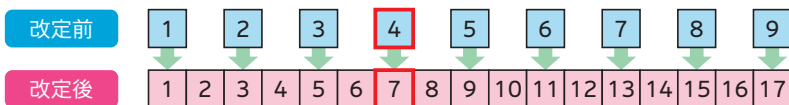
車種：自家用軽四輪乗用車
型式：ZZZ 2

車両	対人	対物	傷害
3	1	2	2

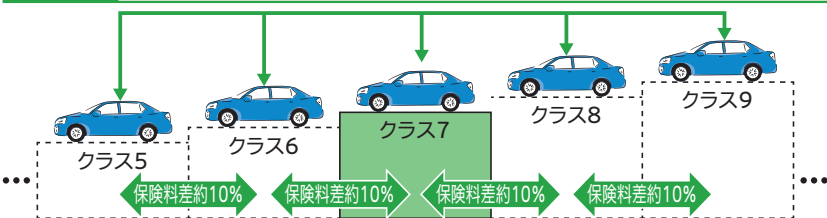
自家用普通乗用車・自家用小型乗用車<細分化>

ステップ1 現在のご契約の料率クラスを改定後の料率クラスに読み替えます。

(例)現在の料率クラスが「4」の自動車の場合



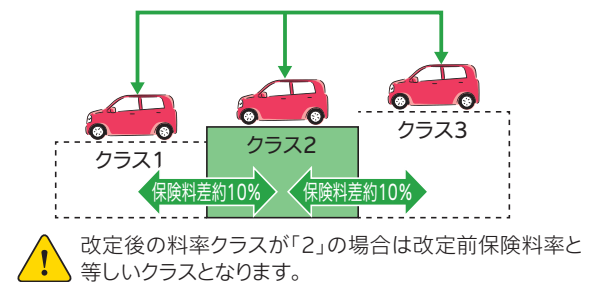
ステップ2 各型式の損害率に応じて、料率クラスが決定します。



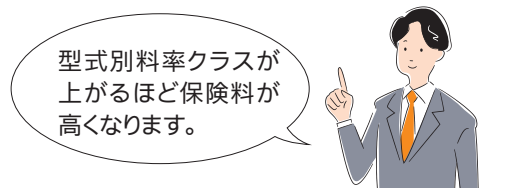
⚠ 発売後約3年が経過した型式は、3つ以上クラスが下がる場合があります。

自家用軽四輪乗用車<新設>

各型式の損害率に応じて、料率クラスが決定します。



⚠ 改定後の料率クラスが「2」の場合は改定前保険料率と等しいクラスとなります。



3 ASV割引の適用対象の変更

- 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス制度導入に伴い、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車に適用されている次の条件を自家用軽四輪乗用車にも適用します。

ご契約の自動車の用途車種	割引の適用条件	割引率
自家用軽四輪乗用車	次の条件をすべて満たしていること。 ・ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備していること。 ・ご契約期間の初日をご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日*以前であること。 ※当該型式の自動車が発売された日が属する年度の3年度後の12月末日をいいます。 ・型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用する自動車であること。	9%

(注)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。

⚠ **割引適用終了日について**
 発売から約3年経過した後は、リスク軽減効果が型式別料率クラスに反映されることにより、ASV割引の適用はなくなります。本改定に伴い、2017年3月31日以前発売の型式については料率クラスにAEBのリスク軽減効果が反映されるため、ASV割引が適用されなくなり、保険料が変更になる場合がありますのでご注意ください。

型式が発売された日	発売3年度後の型式別料率クラスの見直し時期	割引適用終了日
2017年3月31日以前	2020年1月1日	2019年12月31日(割引対象外)

- 新車割引の割引率を下表のとおり改定します。割引率が拡大している箇所は赤文字で表記しています。
- 初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する年月までの期間が26か月～49か月の場合の割引率を、「6(S)等級」「7(S)等級」「6(S)等級、7(S)等級以外」に細分化します。なお、25か月以内の場合の割引率に変更はありません。

<自家用普通乗用車・自家用小型乗用車>

等級 事故有係数 適用期間	初度登録年月からの経過月数26か月～49か月の割引率							
	対人		対物		傷害		車両	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
6(S)-0年※		37%		21%		37%		30%
7(S)-0年	6%	15%	5%	14%	18%	18%	10%	17%
上記以外		6%		5%		18%		10%

<自家用軽四輪乗用車>

等級 事故有係数 適用期間	初度検査年月からの経過月数26か月～49か月の割引率							
	対人		対物		傷害		車両	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
6(S)-0年※		8%		17%		31%		26%
7(S)-0年	1%	1%	3%	12%	18%	25%	1%	9%
上記以外		1%		3%		18%		1%

※事故有係数適用期間が0年以外の場合は「上記以外」の割引率を適用します。

(注)ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、各保険年度の初日の属する月をご契約期間の始まる月として、保険年度ごとに割引の適用可否を判定します。なお、6(S)等級および7(S)等級に対する割引率は初年度のみ適用します。

5 わかりやすい商品ラインアップの実現

- これまで、個人のお客さまは「THE クルマの保険」と「SGP」の2種類の商品があり、商品差異がわかりにくいとの声をお客さまからいただいておりました。
- そのため、自動車の車種や用途によって「THE クルマの保険」または「SGP」のどちらに該当するかを確定し、加入していただく改定を実施します。
- これに伴い、現在のご契約の満期後にお客さまに更新していただく商品が変更となる場合があります。更新後のご契約の商品を「ステップ1」でご確認いただき、現在のご契約の商品から変更となるお客さまは、「ステップ2」で変更となるポイントをご確認ください。
- ご契約の自動車が次の「ステップ1」の条件をいずれも満たす場合は「THE クルマの保険」※、1つでも満たさない場合は「SGP」でのご契約となります。
※ただし、一部特定の特約を付帯している場合、「SGP」でのご契約となります。

●用語の解説

用語	解説
THE クルマの保険	個人のお客さまが主に使用される自動車専用の個人用自動車保険です。
SGP	主に法人のお客さまや業務用自動車向けの一般用自動車保険です。
記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券(または保険契約継続証)などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
自家用8車種	自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)および特種用途自動車(キャンピング車)をいいます。
業務専用車	プライベートや通勤・通学には一切使用せず、業務にのみ使用する自動車をいいます。

ステップ1 保険商品をご確認ください。

- 次の4つの判定項目にすべて該当するお客さまのご契約は「THE クルマの保険」、1つでも該当しない項目があるお客さまのご契約は「SGP」となります。

<input checked="" type="checkbox"/> ご契約は「ノンフリート契約※」である	<input checked="" type="checkbox"/> 記名被保険者は「個人」である	<input checked="" type="checkbox"/> ご契約の自動車は「自家用8車種」である	<input checked="" type="checkbox"/> ご契約の自動車は「業務専用車」ではない
--	--	---	---

※ノンフリート契約とは、ご契約の自動車の総契約台数が9台以下のお客さまのご契約をいいます。

ステップ2 現在ご契約中の保険商品と「ステップ1」で確認した保険商品が異なるお客さまは下記内容をご確認ください。

「THE クルマの保険」で更新されるお客さま

- 「THE クルマの保険」は、ご契約の際に次の項目を確認していただく必要があります。

ご契約の自動車の使用目的	日常・レジャー	通勤・通学	業務
記名被保険者の運転免許証の色	グリーン	ブルー	ゴールド
運転者限定特約	本人	本人・配偶者	限定なし
運転者年齢条件特約	全年齢	21歳以上	26歳以上 35歳以上

- お客さまの補償内容によっては新たに人身傷害保険が適用されることがあります。その場合は、保険料が大きく変わりますのでご注意ください。

「SGP」で更新されるお客さま

- ゴールド免許割引、65歳以上優良割引は「SGP」では適用されません。
- 「SGP」では以下の特約は選択できないことがあります。
 - ・運転者限定特約
 - ・運転者年齢条件特約

ご契約時には、申込書等に記載の左記の項目について適切に設定されているか、必ずご確認ください。



6 その他の改定

●各項目の詳細および下表以外の改定については、取扱代理店または損保ジャパンにお問い合わせください。

改定内容	
<p>(1) 代車等諸費用特約(30日型)の改定</p> <p>●代車費用保険金のお支払対象期間は、「代車のご利用開始日からその日を含めて30日」を限度としていましたが、ご利用開始日からの日数によらず、通算30日※までお支払いを可能とするよう改定します。 ※代車費用の補償日数短縮特約(15日型)を付帯している場合は、通算15日となります。 (注)事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限りです。</p> <p>●「台風、竜巻、洪水、高潮その他異常な自然現象の影響によりレンタカーおよび代車を借り入れることができない場合に、代替の交通手段としてタクシー、バスまたは電車を利用するために要した費用」を補償の対象に含めます。この利用日数も代車利用日数としてカウントします。</p>	<p>THE クルマの保険</p> <p>SGP</p>
<p>(2) 弁護士費用特約(自動車事故限定型)および弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)の改定</p> <p>●被害事故弁護士費用条項と同様、刑事弁護士費用条項についても運転者限定特約および運転者年齢条件特約の内容にかかわらず、保険金のお支払いを可能とするよう改定します。 (注)2019年12月31日以前保険始期契約においても、2019年7月1日以降に発生した事故については同様の取扱いを行っています。</p>	<p>THE クルマの保険</p> <p>SGP</p>
<p>(3) リースカーの車両費用特約の改定</p> <p>●修理費がリース契約の中途解約金の額を超えず、本特約における全損に該当しない場合であっても、修理費が保険金額以上となり、かつ、リース契約を途中で解約するときは、リース契約の中途解約金の額をお支払いします。</p>	<p>THE クルマの保険</p> <p>SGP</p>
<p>(4) 対物賠償責任保険および個人賠償責任特約の改定</p> <p>●誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に被保険者が負う法律上の損害賠償責任を補償の対象に追加します。</p>	<p>THE クルマの保険</p> <p>SGP</p> <p>ドライバー保険</p>
<p>(5) ロードアシスタンス特約の改定</p> <p>●災害等により行方不明となったご契約の自動車が保険契約の解約または満期後に発見され、運搬が必要となるケース等に対応するため、走行不能が保険期間中に発生したものであれば、保険期間満了後に行われた応急処置および運搬に要した費用を補償対象とするよう改定します。</p>	<p>THE クルマの保険</p> <p>SGP</p>
<p>(6) 運転者範囲変更漏れサポート特約の改定</p> <p>●「契約締結時点で運転者範囲に該当していた配偶者」については、運転者範囲を変更すべき事実(離婚等)が発生した日の翌日から31日目以降に変更手続きを行った場合であっても、賠償責任保険条項に限らず、すべての補償について保険金のお支払対象とするよう改定します。ただし、事実発生日に運転者範囲の変更を行ったものとして計算した追加保険料の払込みがなかった場合を除きます。</p>	<p>THE クルマの保険</p> <p>SGP</p>

安全なカーライフを楽しむためのサービス



「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」付帯サービス



通信機能付き多機能ドライブレコーダーでカーライフの安心・安全をサポートします



運転中のサポート機能



もしもの時の事故対応サポート



運転後のセルフメンテナンス

詳しくはこちら

http://www.sjnk.jp/kinsurance/driving_top/pc/



★「THE クルマの保険」は個人用自動車保険、「SGP」は一般自動車保険のペットネームです。

★このご案内は、改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。なお、ご契約の際には、必ず「重要事項等説明書」「ご契約のしおり(約款)」「パンフレット兼重要事項等説明書」などをご確認ください。

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先